

学費への新視点

—授業料クーポン制の提唱

千種義人

(広島修道大学学長、本塾大学名誉教授)

高等教育の機会均等

高等教育は専門化されているし、かなりの学力も必要であるから、希望し、かつ学力のあるものが、自由に専門の道を選ぶべきである。高等教育はあくまで自発的意志によって各人に選択させるべきものなのである。

高等教育によって得られた知的、情緒的、実際的能力は本人に帰属し、その人の将来の個人的、社会的、経済的地位を高めるのであるから、高等教育の費用は高等教育を受ける本人またはその家庭の所得から支払われるのが原則である。現在所得からの支払能力のないものは、借り入れによつて支払う、それを将来所得から返済すればよ

高等教育の費用を誰が負担するか

高等教育への意志があり、かつ学力を備えているにもかかわらず、進学できない事情の一つに学費の負担がある。高等教育の学費は誰が負担すべきなのであろうか。

ところが、高等教育を受ける意志を持ち、かつ学ぶ力のあるもののすべてが進学可能かといえば、そうではない。何らかの事情で進学が妨げられている。こうした障害を取り除くことが教育の機会均等である。高等教育の機会は、望みかつ学力のある者には均等に与えられなければならない。

ところが、現在所得からも借り入れからも支払能力のないものが進学できないのでは、機会均等は実現されない。これらの人びとに学費を提供しいうものは、高額所得者、企業、財団および国家財政である。高額所得者や企業の中には奨学金を支給したり、設備を寄付したりしているものが多い。財団によつて授業料その他を補助しているものもある。たいていの私学にはこうした財団がつくられている。

しかし、これらの自発的寄付による学費の支給だけでは足りないので現状である。高等教育の重要性を認識して、私財を自発的に寄付することは、自由社会において最も望ましく、かつ美德とされている。しかし累進課税が高められてきた現在では、こうした寄贈に頼ることが困難となってきた。

そうだとすれば、残る道は国家財政による費用負担である。高等教育費用の一部を政府が負担すべきであるとす

る理由の一つは、教育の機会均等である。ただ政府が費用を負担することによって教育の機会均等は実現されるが、それが公平の原則と矛盾しないかどうかに一つの問題が残されている。

というのは、大学へ進学しようとする者の多くは、中産階層と上流階層の子弟であつて、貧しい家庭の子弟は比較的少ない。したがつて中・高所得の家庭の子弟が政府支出から利益を受け、貧しい子弟は受けないことになる。しかも貧しい家庭といえども税金を支払っている。所得の高い人の学費を貯うために、大学へ進学しえない貧しい家庭が税金を支払うことは不公平である。高等教育への政府支出は、低所得者層から中・高所得者層への所得の逆移転となるおそれがある。高等教育の機会均等は望ましいが、それは貧困者の犠牲において行われるべきものではない。こうした問題が残るけれども、高所得者は累進的高率課税を納めており、その税金が低所得者層の子弟

の高等教育に廻されると考えることができるから、教育の機会均等と公平の矛盾は一応回避することができる。

高等教育の費用の一部を国家が負担すべきであるというもう一つの理由は、高等教育の外部効果である。すなわち高等教育は、その教育を受けた本人の各種能力を高めて、本人に利益をもたらすだけでなく、社会一般の利益に貢献する。こうした社会的貢献に見合うだけの政府支出がなさるべきである。

授業料クーポン制

では國家はどのような形式で高等教育への費用を負担すべきであろうか。高等教育機関に対して補助金を支給する方法と、個人に与える方法の二つが考えられる。現在わが国では教育機関に対して与えられている。この結果、国立へは多くの補助金が支出され、国立に入学した者は安い授業料で足りる。昭和五十五年度における大学等学

生総数は約二三〇万人、うち私立は約一七〇万人、国立は約四二万人、公立は約八万人であり、一般会計からの補助金は私立に対して約二六二五億円、国立に対して約九五八〇億円、公立に対して約四〇億円である。学生一人当たり補助金は私立一五万五千円、国立二三八万一千円となる。こうした状態は不公平である。国立に入学したものが低所得層の子弟であるとはかぎらない。そこには多くの中・高所得層の子弟が学んでいる。私学への入学者の家庭は、国立への補助金を税金によつて取り立てられた上に、私学への高い授業料を支払っている。国公立の安い授業料は教育の機会均等に役立つているけれども、高い授業料を支払うことのできる家庭の子弟がその利益に便乗している。他方私学に在籍する貧しい家庭の子弟は、国立で学ぶ者のために税金を納めながら、私学で高い授業料を支払わなければならない。

こうした不公平をなくするために

は、国庫からの補助金は高等教育を受ける個人に支給さるべきである。国庫からの総補助金を総学生数で割つたものを一人当たり補助金とするのである。かりに昭和五十五年度においてこのような補助金が支給されたとすれば、一人当たり五五万六千六百円となる。

私立への補助金（二、六二五億円）
+ 国立への補助金（九、五八〇億円）
+ 公立への補助金（四〇億円） +
私立の学生数（一七〇万人） + 国立
の学生数（四二万人） + 公立の学生
数（八万人） = 一一二、二四五億円
二三〇万人 = 五五六、六〇〇円

この額を授業料クーポン券またはチケットとして入学者個人に与えるのである。個々人はこのクーポン券を持って希望の大学を自由に選択する。国立の教育機関も私学と同様にその必要経費のすべてを入学者からの納付金に

よって賄う。クーポン券以外に国家からは何の補助も受けない。こうすれば私学と国公立は平等の経済的条件に立つて教育内容を競争することができる。

学費はクーポン券だけでは足りない。この不足額に対しても、別個にローンの制度を確立する必要がある。

【九八一（昭五十六）年十月号（八一八
号）掲載】

（千種は一九四九年～一九七七年慶應義塾大学経済学部教授。専門は理論経済学。在任中慶應義塾高校校長も務める。一九八〇年には広島修道大学学長、一九八一年には関東学園大学学長として大学経営にも手腕を振るった。『少数意見』という名のコーナーに載つた論考。）



アルバム 小泉信三

山内慶太・神吉創二・都倉武之 編

今に生きる 昭和の「自由の精神」

日本を代表する知識人として活躍し、皇太子殿下（明仁上皇）のご教育にも携わった小泉信三。その生涯の軌跡を「生誕 120 年記念 小泉信三展」で集められた図版・資料約 300 点でありますところなく伝えるオールカラー愛蔵版。「スポーツが与える三つの宝」など、小泉信三の名講演二編を収めた「特別付録 CD」をセット。●3080円

慶應義塾大学出版会

〒108-8346 東京都港区三田2-19-30 [価格税込]

<http://www.keio-up.co.jp> ☎03-3451-3584